

条 例

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第七号

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例

第一条 埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例（平成二十五年埼玉県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表3の項中「大字北河原七百五番地」を「谷郷一丁目十六番十号」に改める。

第二条 埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を次のように改正する。

本則の表中3の項を削り、4の項を3の項とし、5の項から10の項までを一項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成三十一年三月二十七日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。